

令和7年度 第39回
前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開 催 日	令和7年7月16日(水)		
開 催 場 所	前橋市役所本庁舎 11階南会議室		
出 席 委 員	太田絢子委員長、中野秀人副委員長、入澤広之委員、加藤由紀委員		
審 議 対 象 期 間	令和6年12月1日 ～ 令和7年3月31日		
抽 出 案 件	件 数 (件)	(備考)	
工 事	条件付一般競争入札	事前審査方式 1件	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。 1 入札及び契約手続の運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続の運用状況等の報告を行った。 2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。 3 令和6年度12月～3月期発注工事等の審議について 入澤委員より抽出された5件の工事等について、前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。 4 その他
		事後審査方式 1件	
	随 意 契 約	1件	
コ ン サ ル	条件付一般競争入札	事前審査方式 0件	
		事後審査方式 0件	
	随 意 契 約	0件	
物	条件付一般競争入札	0件	
	指 名 競 争 入 札	0件	
品	随 意 契 約	0件	
役 務	条件付一般競争入札	1件	
	指 名 競 争 入 札	0件	
	随 意 契 約	1件	
合 計		5件	
委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問 、 そ れ に 対 す る 回 答 等	意 見 ・ 質 問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委 員 会 に よ る 意 見 具 申 の 内 容		・適宜単価等の見直しを行い、適正な予定価格を設定するようにしてほしい。 ・総合評価落札法式の採用にあたっては、金額の基準のみではなく、工事内容や他の同種案件とのバランスも考慮して運用を行い、価格以外の評価点が一定基準を満たさない者に対しては足切り等を検討してほしい。(工事) ・総合評価落札方式による入札を行った理由及び落札者決定の理由に工夫をしてほしい。(工事) ・入札参加可能者数が極めて限られており競争が存在しないことが見込められる案件については随意契約に切り替えて価格交渉を行ってほしい。(役務) ・入札参加者の中に組合や共同体がいる場合には、構成員の把握をし、適正な入札が執行できるようにしてほしい。(役務) ・特命随意契約について、引き続き価格交渉を行ってほしい。また、同業者の意見を確認することで透明性が図られると考える。(工事) ・随意契約について、本来は入札が基本であり、緊急条項はあくまで例外であることを踏まえた運用を行ってほしい。	

別紙

質問	回答
【報告事項】 1 入札及び契約手続の運用状況等について 入札方式別発注総括表及び入札方式別発注一覧表、指名停止等の運用状況一覧表、 談合情報対応状況一覧表	
【委員】 指名競争入札(物品)について 競争入札にもかかわらず、落札率が100%となっている案件がいくつかある。これは物価高により予定価格が情勢に合っていなかったことが推察される。今後は物価の高騰も踏まえた予定価格を設定してほしい。	【事務局】 今後は適正な予定価格の設定に努めます。
【委員】 随意契約(役務)について 随意契約理由2号の競争入札に適さないこととしている案件で契約金額が3億円を超えている案件が見受けられる。これはどのような案件か。	【事務局】 こちらはプロポーザル方式を採用しており、いくつかの業者から提案を受けた中で検討し、選定を行っています。
【委員】 指名停止等の運用状況一覧表について 指名停止等の理由の「正当な理由なく落札者となることを辞退」とは、どの段階で辞退されたものなのか。	【事務局】 落札候補者となった後、提出期限までに事後審査書類を提出せず、契約事務に遅延を招いたとし、指名停止を行ったものです。
【委員】 事後審査書類の未提出により辞退となった場合、その入札はどうなるのか。次順位の業者が落札するのか。	【事務局】 はい、次順位の業者が落札候補者となり、事後審査を経て落札者を決定しております。
【委員】 事後審査書類が提出されず辞退となり、次順位の者が落札候補者となることはよくあるのか。	【事務局】 いいえ、非常に珍しいことです。

質問	回答
【審議事項】 1 富士見中学校体育館空調設備新設工事 入札方式:条件付一般競争入札 工 種:管工事 契約金額:112, 750, 000円(税込み)	
【委員】 入札参加可能者数を10者見込んでいたが参加者数が1者のみなのは何故か。さらに落札率が99.77%と高いが、これは予定価格の設定が適正ではなかったのではないか。	【事務局】 中学校の体育館空調設備新設工事は比較的参加者が多い案件であり、本工事が他の工事と仕様が大きく異なる案件でもないため、なぜ入札参加者数1者しかなかったのか、我々も疑問ではあります。 本案件は総合評価落札方式のため、多くの提出書類が求められるので、この案件に参加するよりも、他の事後審査方式の案件に参加することで利益を得た方が良いと判断された可能性が考えられます。
【委員】 総合評価落札方式により業者の参加意欲が削がれ、今回の案件のように結果的に競争がなされないのであれば、そもそも総合評価落札方式を採用すること自体が適切といえないのではないか。	【事務局】 総合評価落札方式の採用にあたっては、工事内容も加味した上で決定しております。本案件につきましても検討を行ったうえで総合評価落札方式を採用することとなりましたが、参加者が少なく競争性が十分に発揮されない結果となりました。この反省を踏まえて、今後は適正な契約事務に努めたいと考えております。
【委員】 総合評価落札方式を採用することにより得られるメリットとは何か。総合評価落札方式を採用することで多くの業者が参加し、十分な評価がなされるのであれば採用すべきと考えるが、一方で金額が高額だとそもそもの価格設定が適正かどうかという問題も発生するため、よく検討してほしい。	【事務局】 今後よく検討していきたいと考えております。
【委員】 今回の案件だと工事・業務概要でLPガス式とされているが、他の中学校体育館空調設備新設工事では電気式としているものも見受けられる。さらに電気式の案件は金額がLPガス式の半額程度で契約がされている。このLPガス式を採用するか、電気式を採用するかはどう判断されているのか。	【事務局】 体育館は避難所に指定されているものも多いため、被災中の停電があった場合にも避難所としての機能を維持することが求められます。この点や設置後のランニングコスト等も踏まえて、価格設定や空調設備の機種選定を行っております。
【委員】 評価調書を確認すると価格以外の評価結果が25.0点中4.083点となっている。応札者が1者しかいないため点数が低くても落札決定となったと推察するが、この結果に市民は納得し難いと考ええる。また、この評価項目・点数の配分自体が適切なのか。	【事務局】 評価項目・点数配分につきましては、毎年、外部の委員で構成される建設工事総合評価審査委員会において各項目や各配点を検討し、翌年度の項目・配点として決定しております。 先ほどのご指摘にもありましたように、今回の案件が総合評価落札方式に適していたかどうかという観点で再考したいと考えます。

別紙

質問	回答
【審議事項】 1 富士見中学校体育館空調設備新設工事 入札方式:条件付一般競争入札 工 種:管工事 契約金額:112,750,000円(税込み)	
【委員】 評価調書の落札決定理由が「総合評価点が最も高かったため」となっているが、「参加業者1者のため」など、市民が納得できる表現に変更した方が良いのではと考える。 その場合、足切りを入れることになると思うが、そういった議論はされているか。もし足切りを入れるとすると改正が必要になるのか。	【事務局】 前橋市の総合評価落札方式においては足切り制度はございません。もし検討の結果、足切り制度の導入が決定すれば、要綱を改正する必要があります。

質問	回答
【審議事項】 2 量水器取替業務 入札方式:条件付一般競争入札 業 種:(役務)その他 契約金額:62,034,588円(税込み)	
【委員】 入札参加資格にある過去10年以内に量水器取替業務の履行実績が、入札参加者の絞り込み要素になるか。	【事務局】 お見込みのとおりです。
【委員】 管工事協同組合が入札に参加することになれば、組合員が参加できないので、適正な競争が行われているとは言えないのではないか。	【事務局】 全国的に見ても量水器取替業務は管工事協同組合と一者随意契約としているケースが多いですが、本市では、組合のほかに履行実績がある業者があることから、条件付一般競争入札としています。
【委員】 この業務はこれまで管工事協同組合が受注しているのか。	【事務局】 令和元年から条件付一般競争入札を実施しており、管工事協同組合が受注しています。それ以前は、口径別に2社の指名競争入札をしていました。
【委員】 予定価格はどのように算出しているのか。 管工事協同組合から参考見積をもらっていることはないか。	【事務局】 水道事業実務必携の歩掛や県の労務単価により水道局で積算しており、管工事協同組合から参考見積もりを徴収していません。
【委員】 ジーシーシー自治体サービスは管工事協同組合の組合員ではないのか。ジーシーシー自治体サービスの従業員が作業をしているのを見かけたこともあるが。	【事務局】 ジーシーシー自治体サービスは組合員ではありません。なお、ジーシーシー自治体サービスに一者随意契約で委託している業務もあります。

質問	回答
【審議事項】 3 第七中学校体育館空調設備新設工事 大胡中学校体育館空調設備新設工事 粕川中学校体育館空調設備新設工事 芳賀中学校体育館空調設備新設工事 第六中学校体育館空調設備新設工事 南橋中学校体育館空調設備新設工事 入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式)	契約金額:41,056,840円(税込み) 契約金額:79,867,040円(税込み) 契約金額:79,816,440円(税込み) 契約金額:73,724,200円(税込み) 契約金額:62,278,480円(税込み) 契約金額:54,162,240円(税込み) 工 種:管工事
【委員】 予定価格の算出の基礎となった金額に0.995から1.005の範囲内でランダム係数を乗じて算出するとのことだが、この6件の最低制限価格の算出結果はほとんどが上限の92%を超えている。これは空調設備新設工事であることが要因なのか。	【事務局】 はい、工種によっては算出された最低制限価格が上限の92%を超えるものがございます。今回のような管工事や舗装工事などは直接工事費の割合が大きく、算出結果が75%から92%の間に入らないケースが多い傾向にあります。これについては参加業者も把握しているため、最低制限価格が予定価格の92%で設定されるであろうことが推測されやすいのが現状です。
【委員】 このような空調設備新設工事においては落札率が80%台になることは基本的には無いということか。	【事務局】 お見込みのとおりです。
【委員】 最低制限価格の算出に使用する各割合やランダム係数は他の自治体も同じように設定しているのか。	【事務局】 多くの自治体が公共工事の契約制度を審議する中央公共工事契役制度運用連絡協議会のモデルを採用しています。ランダム係数による変動型最低制限価格制度は前橋市独自のものです。
【委員】 変動制になる以前は最低制限価格が90%を下回ることもあったのか。	【事務局】 ランダム係数は前橋市独自でかけているものです。ランダム係数をかける前の数字が中央公共工事契約制度運用連絡協議会で定められた算出方法により算出されます。 また、ランダム係数は1%の範囲内のためそれほど影響はありませんが、ランダム係数をかけることにより最低制限価格が92%を超えてしまう案件が少なからずありました。
【委員】 結果的に91%から92%の間のみで最低制限価格が設定されていたということか。	【事務局】 はい。土木工事などは90%を下回るケースもございますが、下限の75%まで下がるケースはほとんどございません。低いものでも87%～88%が多いです。 またそれは工種により変動します。今回のような管工事の特にエアコン関係に関しては、材料費(エアコンの価格)が全体の工事費の中で占めている割合が多いため、最低制限価格が92%以上に設定されやすい状況です。

質問	回答
【審議事項】 3 第七中学校体育館空調設備新設工事 大胡中学校体育館空調設備新設工事 粕川中学校体育館空調設備新設工事 芳賀中学校体育館空調設備新設工事 第六中学校体育館空調設備新設工事 南橋中学校体育館空調設備新設工事 入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式)	契約金額:41,056,840円(税込み) 契約金額:79,867,040円(税込み) 契約金額:79,816,440円(税込み) 契約金額:73,724,200円(税込み) 契約金額:62,278,480円(税込み) 契約金額:54,162,240円(税込み) 工 種:管工事
【委員】 8者が応札し、6者が同額で並び、結果的にくじ引きによって落札者を決定している案件も見受けられる。市としては一番努力をする業者に工事をしてもらいたい一方で極力工事費を抑えたいものと推察する。このバランスの中で、結果的にくじ引きで落札者が決まる状態は正しいのかという議論はされているのか。	【事務局】 最低制限価格が予定価格の92%と推察され、くじにより落札者を決定する案件において、市が落札者に求めるものは品質の優れた工事となります。そうすると価格競争ではなく、総合評価を行うこととなりますが、総合評価方式を採用すると参加者が減少し、競争性が低下するというジレンマが発生します。この件については他市の動向等を注視していき、良い案があれば採用を検討したいと考えます。
【委員】 予定価格の改良をするべきではないか。	【事務局】 予定価格の算出に関しましては、工事ごとに適正な製品の価格見積りをとるなどして決定しております。その制度を高める必要はあると考えます。
【委員】 予定価格が下がれば最低制限価格自体が下がるはず。すると同額で並ぶ業者が6者から3者、2者になると予想される。是非予定価格の改善を検討してもらいたい。	【事務局】 はい、適正な予定価格の設定に努めて参ります。
【委員】 92%で応札をすれば、ほぼ抽選に参加できる状態とのことだが、入札結果表を見ると多くの案件で91.9%で応札する業者が1者のみある。これはなぜか。	【事務局】 入札のタイミングがひと月早かった第七中学校体育館空調設備新設工事は偶然にも最低制限価格が91.98%でした。この時は当会社を含む3者が92%で応札し、抽選を行いました。当方には確認していないため推測になりますが、この結果を確認した上で、以降の工事では出し抜きを狙い91.99%や91.98%で応札したものと考えます。

質問	回答
【審議事項】 4 前橋市防災行政無線システム子局更新工事 入札方式:随意契約 工 種:電気通信工事 契約金額:616, 000, 000円(税込み)	
【委員】 初めから予定価格を安く設定し、落札率を100%に近づけさせる方が効果が大いと考え。その努力の余地はあるか。また、どのようにして今回の契約金額が適正であると証明できるか。	【事務局】 公平な算出方法で予定価格を設定することが努力できる部分であると考えます。そのため、公共工事の積算基準を採用しております。しかし、施工にかかる費用は業者側の努力により安くなることもあるため、算出結果と差が生じます。 また資材の単価は経済調査会や建設物価調査会が発行する市場価格を採用しております。 残る機器につきましては、価格調査が非常に困難です。今回は特にNECの特約店でないと卸して頂けない機器ですから、業者に正しい価格で出すよう依頼する他に方法がございません。本当に正しい価格なのか調べるために、NECや他のメーカーから価格証明書を出して頂きました。施工を行った業者に対しても確認し、金額が上乘せされていないかどうか確認を行いました。
【委員】 落札率が94%ということは、今回の予定価格は高すぎると言えるのではないかと。本当はさらに予定価格を下げられたはずとも考えられる。	【事務局】 今回は公共工事の積算基準を採用いたしましたが、相手の業者が提示した、施工にかかる費用を採用することで、落札率を100%に近づけられる可能性はあると考えます。
【委員】 1点目として、今回のように特命随意契約において公共工事の積算基準を採用すること自体が正しいのかという目線で検討を要すると思う。 また、第1回目の見積合わせで落札決定をすることが絶対ではない。2点目として、同業者コンサル等のプロの目を入れるなどの工夫をして、相手業者との関係を維持しながらいかに価格を抑えるかという目線で継続願いたい。	【事務局】 参考にさせていただきます。
【委員】 積算基準では価格の規模によるそれぞれの単価というものが決まっているのか。	【事務局】 積算基準によって単純に単価が決まるものではございません。経費率と設置にかかるもの、例えば作業員の必要人数などが工種ごとに決まっております。それを積み上げ、あくまでも参考資料としております。
【委員】 全体の金額が大きいものほど資材の単価は下がるのか。	【事務局】 資材の単価を変化させることはございません。

別紙

質問	回答
【審議事項】 4 前橋市防災行政無線システム子局更新工事 入札方式:随意契約 工 種:電気通信工事 契約金額:616, 000, 000円(税込み)	
【委員】 全体の金額が大きいものほど金額が多少抑えられるものとするが、規模によって交渉の余地がある可能性はあるか。	【事務局】 積算基準自体が規模が大きくなるほど経費が下がっていくものですので、そこからさらに価格を抑える余地は基本的にはないと考えます。
【委員】 経費でバランスをとっているということか。	【事務局】 お見込みのとおりです。業者と相対して行う特命随意契約ですから、価格交渉を行うという考えがあるとは存じますが、今回に関してはそういった形では行っておりません。
【委員】 無線設備の親局がNEC製のため同じNEC製の機器を導入する必要があるとのことだが、更新工事のこのタイミングで親局を含めて全て変更し、他のより安価な防災無線設備を検討するということは無かったのか。	【事務局】 本案件に関しましては、親局が令和3年と4年の2か年で更新したばかりです。それをこの令和6年度と7年度の工事のタイミングで全て変更するとすれば、膨大な費用がかかります。まだ耐用年数がありますので、今回は既存の親局を活かしながら子局のみ更新を行う形で進めました。
【委員】 親局がNECの場合は本当に子局もNECにしなければならないのか。	【事務局】 以前に別の通信指令システムを入れ替えた際に、もともとNECだったものを別の業者が落札したケースがございます。しかし、結果的に上手くいかず、契約無効となり、再度NECと特命随意契約を行いました。こういった工事は通信の補完性というものがあり、そのメーカーでないと知らない、できないことがあると聞いております。

質問	回答
【審議事項】 5 敷島公園・ばら園 除草業務No.4 (緊急) 入札方式:随意契約 業 種:清掃 契約金額:1, 076, 900円(税込み)	
【委員】 市が発注する場合は競争することが原則で、この業務については、1年間の中で想定ができる業務だと思う。この業務がなぜ緊急の発注となったのか説明してほしい。	【事務局】 松の枯れ枝等が確認され、公園周辺は通学路になっていることから、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐために緊急対応としたものです。葎の駆除については緊急の範囲を拡大解釈し、対応しておりました。
【委員】 緊急対応する業務の範囲を拡大することなく、年間の管理業務の中で計画的に対応するようにしてほしい。	【事務局】 承知しました。